

JCIA-SHR-05  
平成 27 年 3 月 9 日制定

高 層 評 定 委 員 会  
性 能 評 価 申 請 要 領

(建築基準法第68条の26関係)

日 本 建 築 検 査 協 会 株 式 会 社

## 目次

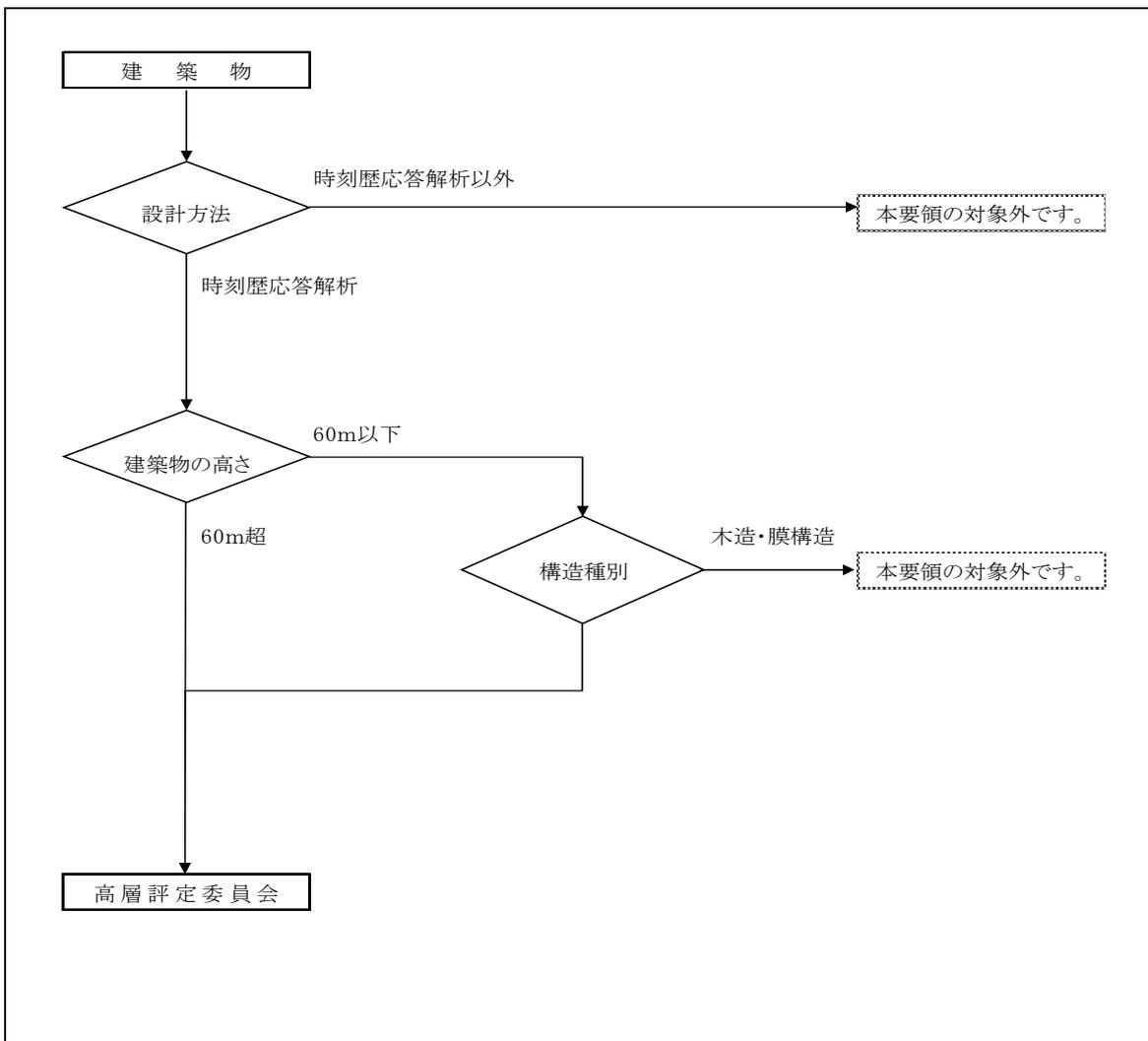
§ 1. 性能評価の対象	-----	2
(1) 建築物		
(2) 工作物		
§ 2. 性能評価基準	-----	4
(1) 建築物		
(2) 工作物		
§ 3. 新規性能評価申請フロー	-----	5
(1) 事前相談	(8) 第 2 回委員会資料提出	
(2) 資料の確認	(9) 第 2 回委員会結果連絡	
(3) 第1回委員会資料提出	(10) 性能評価書交付	
(4) 第1回委員会ヒアリング	(11) 大臣認定申請	
(5) 第1回委員会結果連絡	(12) 大臣認定書交付	
(6) 手数料の請求	(13) 最終版図書提出	
(7) 部会		
§ 4. 設計(軽微な変更も含む)の変更の性能評価の申請フロー	-----	9
(1) 事前相談		
(2) 申請資料提出		
(3) 部会		
(4) 以降の手続き		
§ 5. 留意事項	-----	10
(1) 個別建築物における防災性能評価等の要否について		
(2) 申請の取り下げについて		
(3) 審査期間について		
(4) 情報公開について		
§ 6. お問い合わせ先	-----	11

## § 1. 性能評価の対象

本申請要領は、建築基準法第68条の26第3項の規定に基づく性能評価のうち「建築物・工作物」の審査に関わる手続きを示したものです。以下、建築基準法は「法」と表記します。

### (1) 建築物

審査対象		審査委員会
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが60mを超える超高層建築物(法第20条第一号)</li> <li>・高さが60m以下の時刻歴応答解析による建築物(法第20条第二号ロ、第三号ロ及び第四号ロ。ただし、下記を除く)</li> </ul>		高層評定委員会
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ60m以下の時刻歴応答解析による建築物(法第20条第二号ロ、第三号ロ、及び第四号ロ)</li> </ul>	膜構造建築物	本要領の対象外です。
	木造の建築物	本要領の対象外です。



## (2) 工作物

審査対象	審査委員会
・煙突(令第139条第1項第三号及び第四号ロ) ・鉄筋コンクリート造の柱等(令第140条第2項) ・広告塔又は高架水槽等(令第141条第2項)	高層評定委員会

## § 2. 性能評価基準

本性能評価は、建築物について以下の評価基準に基づき審査を行います。

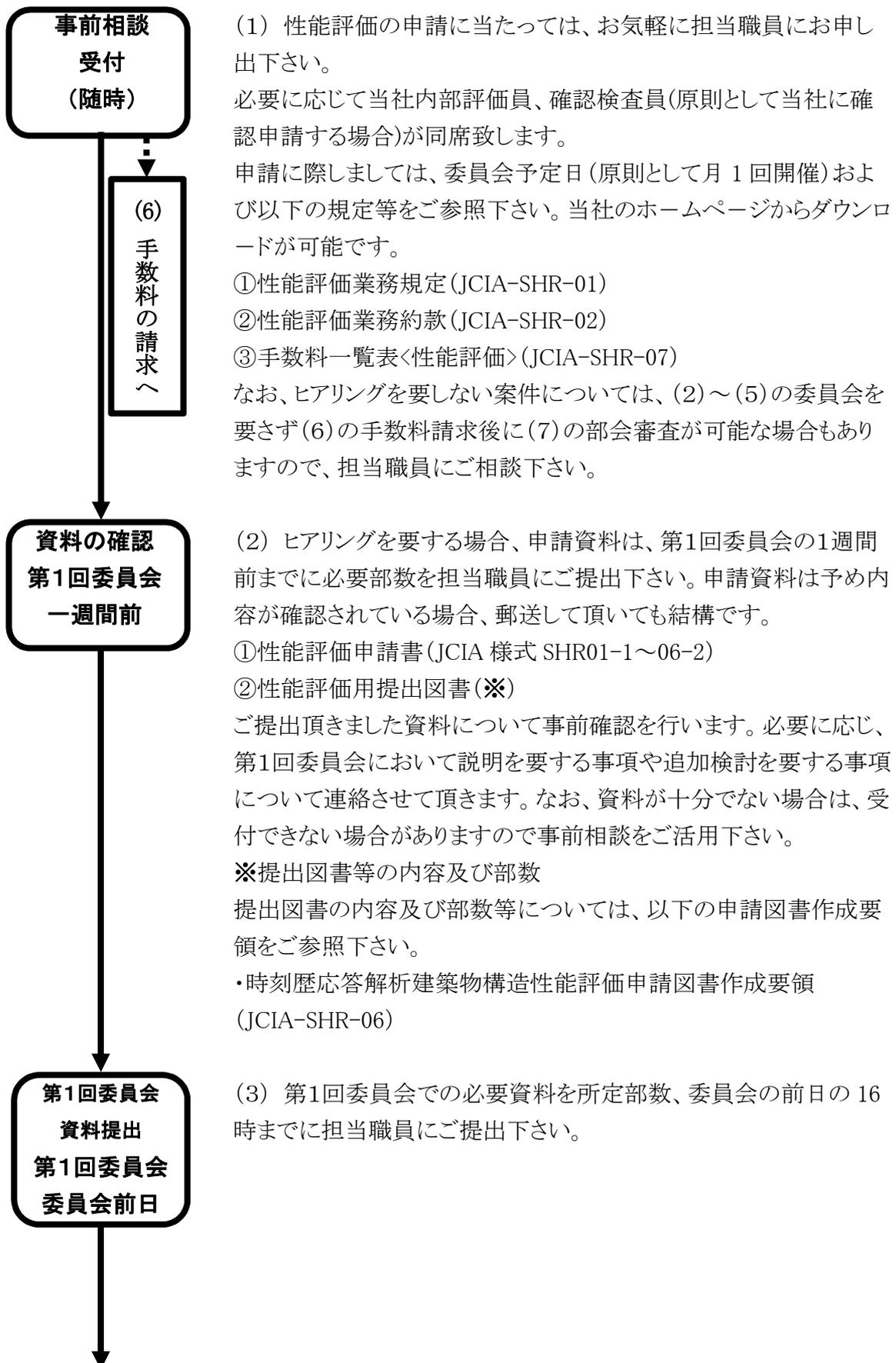
### (1) 建築物

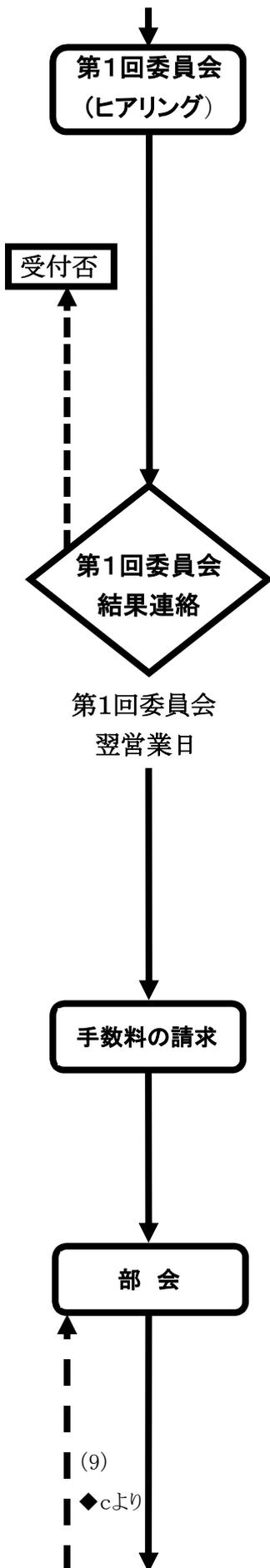
- ・時刻歴応答解析建築物性能評価業務方法書(JCIA-SHR-03)第4条評価基準

### (2) 工作物

- ・時刻歴応答解析工作物性能評価業務方法書(JCIA-SHR-04)第4条評価基準

### § 3. 新規性能評価の申請フロー





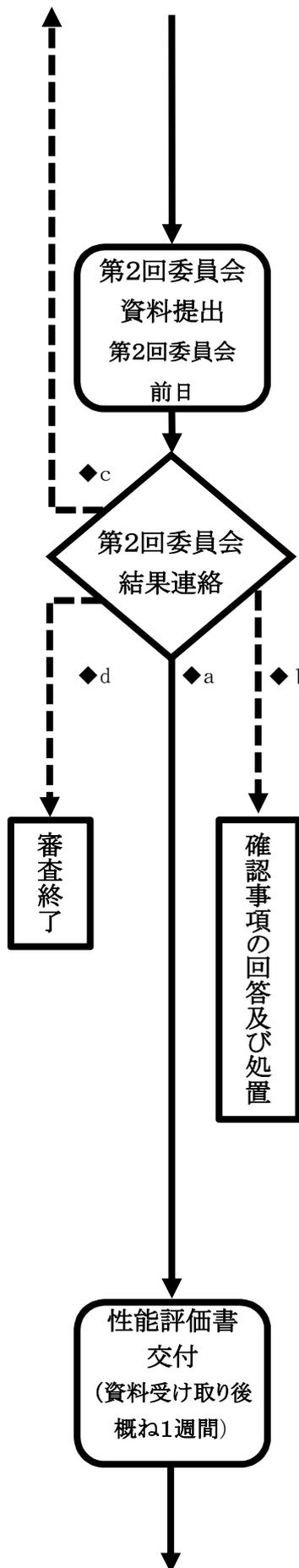
(4) 第1回委員会でヒアリングを行いますので、申請内容について10分～20分程度で概要説明を行って下さい。概要説明後、評価員から質問がありますが、その場で回答できないような内容につきましては、部会で回答するとして頂いて結構です。会場の都合上、第1回委員会へのご出席が5名を超える場合には、事前に担当職員までご連絡をお願いいたします。また、委員会における質疑応答は、「指摘事項回答書(JCIA 様式 SHR07)」に記載の上、メール等にて担当職員にお送り下さい。なお、質疑内容につきまして確認したい事項、疑義等がありましたら、お気軽に担当職員にご連絡下さい。

(5) 第1回委員会では、受付の可否、担当評価員、部会日程を決定致します。第1回委員会での結果は翌営業日までにご連絡致しますが、連絡が届かない場合は担当職員へお問い合わせ下さい。

- ◆「受付可」の場合は、担当評価員、部会日程をFAX等にてお知らせ致します。併せて、性能評価申請書に承諾印を押印したもの(写し)又は承諾書(JCIA 様式 SHR10)をお送り致します。
- ◆「受付否」の場合は、委員会終了後、概ね10日で性能評価申請書に「不受理」の旨を押印したもの(写し)又は「不受理通知書」(JCIA 様式 SHR13)を通知致します。この場合、性能評価用提出図書はご返却致します。

(6) 性能評価手数料につきましては、第1回委員会終了後、請求書を送付致します。性能評価書(JCIA 様式 SHR18)の交付は、原則として手数料振込後となりますので、ご注意願います。性能評価手数料につきましては、手数料一覧表(JCIA-SHR-07)をご参照下さい。

(7) 部会は第1回委員会から1週間程度後から必要な回数開催されます。部会には、指摘事項回答書(JCIA 様式 SHR07)及び追加検討書を必要に応じて提出して下さい。なお、部会資料は、部会当日に担当評価員数+担当職員分のご用意をお願い致します。なお、原則として6箇月を超える場合は、審査を継続するかご相談させていただきます。  
( § 5. 留意事項をご参照下さい。 )



「概要書審査」とは別に「構造計算書審査」を行いますので、できるだけ早めに1部を担当職員にご提出下さい。

「構造計算書審査」の質疑は1週間程度でメール等にて送付致します。回答と処置は性能評価交付日以前に終了させて下さい。

(8) 部会での検討終了後、委員会への報告となりますので、委員会報告用資料((2)の申請図書作成要領参照)所定部数を委員会前日の16時までにご提出下さい。

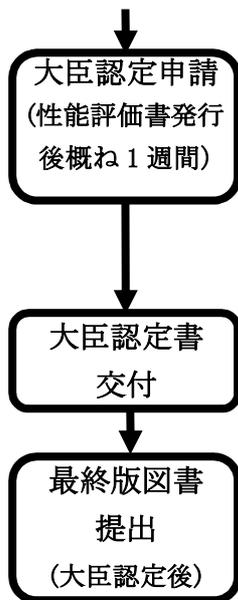
(9) 第2回委員会では、担当評価員より第2回委員会資料に基づき報告を行います。原則として申請者の出席はありません。結果につきましては、委員会での結果を翌営業日までにご連絡致しますが、連絡が届かない場合は担当職員へお問い合わせ下さい。

第2回委員会で性能評価基準に照らし、次のとおり判定します。

- ◆a 「確認事項なし」の場合：性能評価書を交付致します。
- ◆b 「確認事項あり」の場合：  
確認事項、確認方法等に関しましては、委員会確認事項通知書に記載いたしますので、その記載内容をご確認下さい。  
確認事項回答および処理が済み次第、性能評価書を交付致します。
- ◆c 「保留」の場合：  
審査を終了することが適当でないと判断されるものは、再度部会において審査し、第2回委員会で審査しますので、次回部会日程等をご確認下さい。
- ◆d 「不適合」の場合：  
審査を継続して基準に適合することが困難と判断された場合「性能評価をしない旨の通知書」(JCIA 様式 SHR14)を通知致します。

(10) 性能評価書の交付は、国土交通省の指導により、資料(概要書、別添、別表等)が整備された日となることから、申請者が提出された資料を当機関が確認した日をもって審査完了とし、性能評価書を交付致します。性能評価書の交付は、資料を頂いてから概ね1週間で、審査終了通知書(JCIA 様式 SHR17)によりご連絡致します。

従いまして、性能評価書の交付をお急ぎの場合は、早めの資料整備にご協力願います。



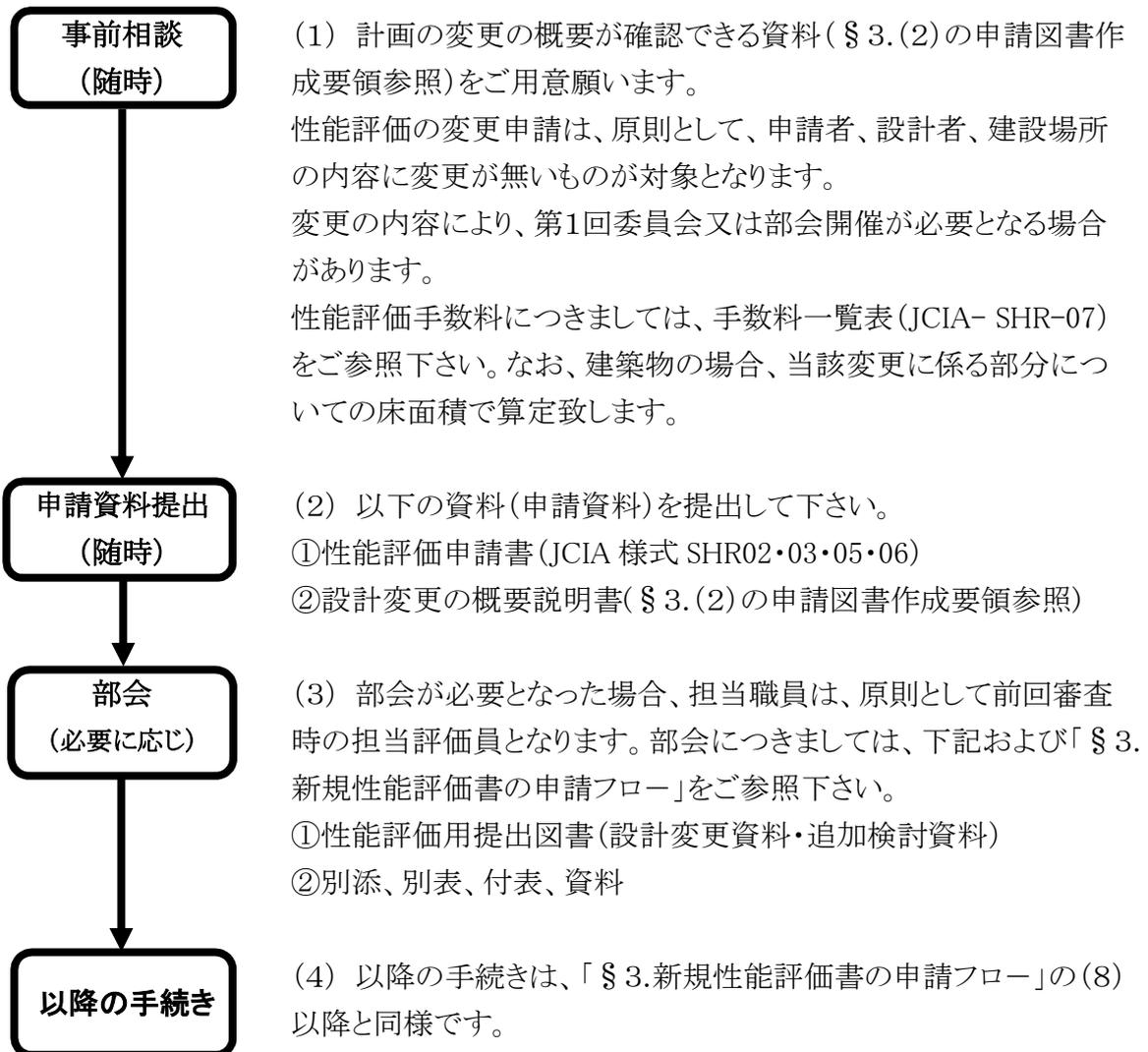
(11) 大臣認定申請の申請方法につきましては、当機関のホームページ(「大臣認定申請のお手伝い」のご案内)をご参照下さい。国土交通大臣認定申請には「構造方法等の認定申請書」及び「委任状」(認定申請者の押印)が必要です。また認定に係る手数料は別途2万円(収入印紙)が必要となります。

(12) 大臣認定申請をお手伝いしている場合、大臣認定書が交付され次第ご連絡致します。

(13) 最終図書は、(10)の資料を2部お預かりし、1部を当社確認印を押印の上、ご返却致します。

#### § 4. 変更(軽微な変更を含む)の性能評価の申請フロー

計画の変更に伴い、性能評価の変更申請が必要となる建築物の場合は、できるだけ早い段階で担当職員にご連絡の上、ご相談下さい。なお、確認申請上の取り扱いにつきましては、確認検査機関等にご相談下さい。



## § 5. 留意事項

### (1) 個別建築物における防災性能評価等の要否について

一つの建築物について複数の性能評価を取得する場合、原則として、大臣認定申請は同時に行うこととなります。特に、免震建築物において、中間階の専用免震層に免震材料を設置する場合や用途が発生している階等に免震材料を設置する場合（基礎構造の一部として扱われる最下層の専用免震層に設置される場合を除く。）、免震材料が主要構造部（柱）とみなされ、耐火性能が要求される場合があります。この場合、大臣認定申請には防災性能評価も必要となりますので、確認検査機関等にご確認の上、当社構造判定部までご相談下さい。また、防災性能評価により構造耐力上主要な部分の変更が生じた場合は、設計変更の性能評価の申請が必要となります。

### (2) 申請の取り下げ

申請者の都合により、審査中の申請を取り下げる場合は、取り下げる理由を明記した「取り下げ届」(JCIA 様式 SHR11)をご提出願います。この場合でも手数料は返還致しませんので予めご了承願います。

### (3) 審査期間について

審査期間は、原則として受付承諾日から最長6箇月間です。6箇月を過ぎますと、審査が原則打ち切りとなります。(例:平成X年 4月 18日に受付承諾されますと、審査期限は平成X年 10月 17日になります。従って、委員会の開催日の関係上、6箇月後の委員会開催日の前に審査期限が切れる場合がありますので、ご注意下さい。)

また、追加実験、資料の再整備等を行うため、審査期日を延期したい場合は、延期理由を明記した「業務期日延期承諾書」(JCIA 様式 SHR16)を交付します。

### (4) 情報公開について

国土交通省では、情報公開制度に基づき請求があった場合、認定書の別添、別表(付表を除く)の内容に関して原則「公開する」としています。したがって、企業秘密に関わる事項がある場合、注意が必要です。そのような事項がある場合の記載方法については、担当職員にご相談ください。

## § 6. お問い合わせ先

委員会の開催日時、本要領書に記載されております資料の請求、認定申請のお手伝い等は、下表の各部署までお願い致します。

性能評価の申請及び資料の提出は、下表の担当職員までお願い致します。

お問い合わせ内容	お問い合わせ先
資料請求等 資料の郵送を希望される方は、 FAX又はメールにて、必要書類を明記のうえ、お申し込み下さい。	日本建築検査協会株式会社 構造判定部 TEL: 03-3243-2788 FAX:03-3243-2799 URL: <a href="http://www.jcia.co.jp/">http://www.jcia.co.jp/</a> e-mail: <a href="mailto:mominoki@jcia.co.jp">mominoki@jcia.co.jp</a>
事前相談 性能評価申請 資料提出 認定申請のお手伝い	日本建築検査協会株式会社 構造判定部 担当職員 TEL: 03-3243-2788 FAX:03-3243-2799

所在地

日本建築検査協会株式会社

〒103-0027 東京都中央区日本橋3丁目13番11号